（器差検査の方法）

第二百八十四条の二　温度計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

三　［略］

第六章　水道メーター

第一節　検定

第三款　検定の方法

第七章　温水メーター

第一節　検定

第三款　検定の方法

第十二章　密度浮ひょう

第四百九十四条　密度浮ひょうの表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう（以下「浮ひょう型密度計」という。）　日本工業規格B七五二五―一（二〇一八）附属書

二　液化石油ガス用浮ひょう型密度計（耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスの計量に使用するものをいう。以下同じ。）　日本工業規格B七五二五―二（二〇一八）附属書

（材質）

第四百九十五条　密度浮ひょうの材質は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　浮ひょう型密度計　日本工業規格B七五二五―一（二〇一八）附属書

二　液化石油ガス用浮ひょう型密度計　日本工業規格B七五二五―二（二〇一八）附属書

（性能）

第四百九十六条　密度浮ひょうの性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　浮ひょう型密度計　日本工業規格B七五二五―一（二〇一八）附属書

二　液化石油ガス用浮ひょう型密度計　日本工業規格B七五二五―二（二〇一八）附属書

（検定公差）

第五百六条　密度浮ひょうの検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　浮ひょう型密度計　日本工業規格B七五二五―一（二〇一八）附属書

二　液化石油ガス用浮ひょう型密度計　日本工業規格B七五二五―二（二〇一八）附属書

（器差検査の方法）

第二百八十四条の二　温度計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　［略］

第六章　水道メーター

第一節　検定

第三款　検定方法

第七章　温水メーター

第一節　検定

第三款　検定方法

第十二章　密度浮ひょう

第四百九十四条　密度浮ひょうの表記事項は、耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう（以下「浮ひょう型密度計」という。）にあっては日本工業規格B七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書JAに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計（耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスの計量に使用するものをいう。以下同じ。）にあっては日本工業規格B七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Aによる。

［新設］

（材質）

第四百九十五条　密度浮ひょうの材質は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格B七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書JAに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格B七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Aによる。

［新設］

（性能）

第四百九十六条　密度浮ひょうの性能は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格B七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書JAに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格B七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Aによる。

［新設］

（検定公差）

第五百六条　密度浮ひょうの検定公差は、浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格B七五二五―一（二〇一三）浮ひょう―密度浮ひょう附属書JAに、液化石油ガス用浮ひょう型密度計にあっては日本工業規格B七五二五―二（二〇一三）浮ひょう―液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書Aによる。

［新設］

［新設］